

静岡市障がい福祉に関するアンケート調査

～ご協力のお願い～

日頃より、静岡市行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

静岡市では、令和2年度に策定した「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3年度から令和5年度まで）」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現を目指して、障がい者福祉施策を推進しています。この計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごとに策定し直します。

つきましては、令和6年度から始まる次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の策定にあたり、皆様のご意見などをお伺いし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたします。

この調査では、市内にお住まいの満18歳以上の方の中から無作為に3,000人を選び、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、全て統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありませんので、安心してお答えください。

調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年●月 静岡市

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
2. 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いします。
3. この調査票では、宛名の方が「ご本人（あなた）」です。できるだけご本人がお答えください。ただし、ご本人が答えられないときは、家族の方などがご本人の意見を聞いて、又はご本人の立場に立ってお答えください。
4. 質問のお答えは、設問ごとに（○は1つ）、（○は3つまで）などそれぞれ指定されていますので、説明にしたがってお答えください。指定されている数よりも該当するものが多い場合は、ご自身のご判断で優先順位の高いものからお答えください。
5. ご記入いただきました調査票は、お手数ですが、3つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて令和4年●月●日（●曜日）までに、返送してください。切手を貼る必要はありません。
6. 質問については、ご協力いただける範囲のなかでお答えください。
7. 回答にあたって、分からないことなどがありましたら、お気軽に下記「お問合せ先」にご連絡ください。

お問合せ先 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

障害福祉企画課 企画管理係

電話：054-221-1197 FAX：054-221-1494

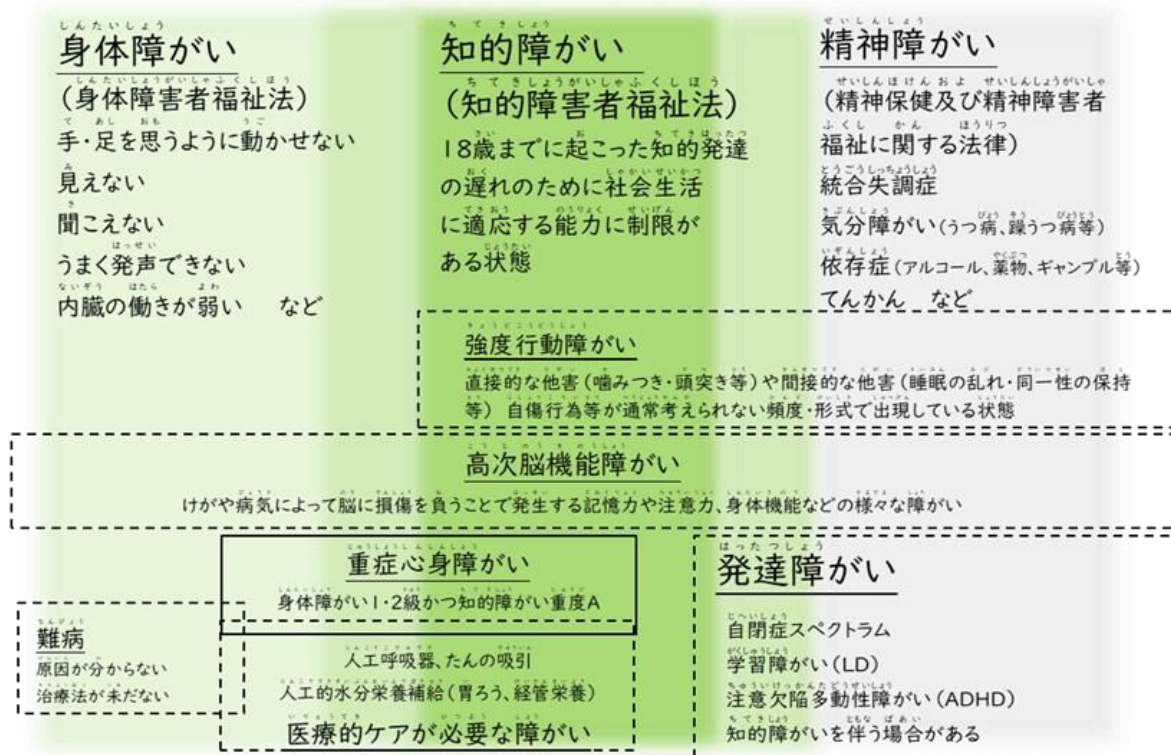
メール：shougai-fukushi@city.shizuoka.lg.jp

～はじめに～

この調査票において、「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいい、障害者手帳を所持している人に限定されません。

社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号）。

さまざまな「障がい」



★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のはざままで悩みを抱えている人もいます。

「障がい」の表記について

静岡市では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は、「害」の字を「ひらがな」で表記していますが、「固有名詞」「法律用語」「医学用語」等は適用除外としています。

あなた(宛名の方)の性別・年齢などについて

【1. 属性・暮らしについて】

【問1】はじめにご本人のことについて、お伺いします。

(1) 性別 (○は1つ)	1 男性 2 女性 3 回答しない
(2) 年齢 ※令和4年●月1日現在	_____ 歳
(3) お住まいの区 (○は1つ)	1 葵区 3 清水区 2 駿河区 4 その他 ()

【問2】あなたは、日頃、障がいのある人と関わりはありますか。(○はいくつでも)

1 家族・親せきにいる
2 学校や職場の同僚として関わりがある
3 福祉に関する仕事に携わる中で関わりがある
4 知人・友人として関わりがある
5 地域行事などの活動で関わりがある
6 ボランティア活動で関わりがある
7 地域で見かける程度
8 その他(具体的に: _____)
9 関わる機会がほとんどない

付問① 問2で「9 関わる機会がほとんどない」と答えた方は、障がいや、障がいのある人に対して、主にどのようなイメージをもっていますか。また、それ以外と答えた方は、障がいのある人との関わりを持つまで、主にどのようなイメージをもっていましたか。(〇は1つ)

- 1 障がいのない人とあまり変わらない
- 2 ポジティブなイメージ
- 3 ネガティブなイメージ
- 4 考えたことがなかった
- 5 その他 ()

→ **付問②** 障がいのある人と関わることで、障がいや、障がいのある人に対する主なイメージはどのようになりましたか。(〇は1つ)

- 1 関わる前と変わらない
- 2 障がいのない人とあまり変わらない
- 3 ポジティブなイメージが強まった
- 4 ネガティブなイメージが強まった
- 5 その他 ()

【問3】 あなたは、障がいのある人の介助又は支援をしたことがありますか。
(〇はいくつでも)

- 1 車いすを押すなど、ちょっとした手助けをしたことがある
- 2 福祉体験の経験がある
- 3 日常的に介助又は支援している(介助又は支援していた)
- 4 相談に応じている
- 5 その他 ()
- 6 介助又は支援をしたことはない

【問4】あなたは、「ヘルプマーク」（説明は●ページ参照）を知っていますか。

（○は1つ）

【ヘルプマーク】



十字とハート
は白色

赤色

【使用例】



- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援（声かけ、電車やバスで席を譲るなど）したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない（●ページの説明文を読んで始めて知った）

→ 付問① どんな支援をしましたか。（○はいくつでも）

- 1 「お手伝いしましょうか」など声をかけた
- 2 電車やバスの中で席を譲った
- 3 階段の上り下りを手伝った
- 4 目的の場所まで案内した
- 5 支援を必要とする場面には遭遇しなかったが、困っていないか見守った
- 6 その他（)

【問5】あなたは、「ヘルプカード」(●ページ参照)を知っていますか。

(○はひとつ)

【ヘルプカード】 (表面)

(裏面)



ふりがな	障がいや病気の状況について	【私が配慮してほしいこと】
なまえ	飲んでいる薬	
生年月日	アレルギー等	カードの持ち主が困っているときや緊急のときはカードの内容を見てください。
住所	災害時の避難場所(家族や支援者と合流できる場所)	
緊急連絡先	緊急連絡先	

※ご自身が必要だと思ふ項目に記入してください

- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援(声かけ、電車やバスで席を譲るなど)したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない(●ページの説明文を読んでではじめて知った)

▶付問① どんな支援をしましたか。(○はいくつでも)

- 1 ヘルプカードに記載されていた支援を行った
- 2 ヘルプカードに記載されていた緊急連絡先に連絡した
- 3 ヘルプカードに記載した内容を救急隊員や行政職員などに伝えた
- 4 その他 ()

【2. 地域での生活について】

【問6】静岡市は、「地域における共生（障がいのある人もない人も、誰もがお互いに大切にし、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができること）」ができる都市を目指しています。あなたにとって、「地域における共生」を進める上で、特に重要だと思うことはなんですか。（○は3つまで）

- 1 地域に、障がいのある人も参加できる居場所・コミュニティがあること
- 2 障がいのある人も含め、災害時等に協力しあう体制が出来ていること
- 3 障がいのある人が、困ったときに相談できる場所が地域にあること
- 4 障がいや共生に関する理解が進んでいること
- 5 公共施設や道路がバリアフリーであること
- 6 障がいのある人が、地域に必要な障害福祉サービスや医療が受けられること
- 7 障がいのある人が、地域の自治会活動やイベントや行事、社会活動に参加しやすい環境であること
- 8 障がいへの理解を促進するための講演会やイベントが開催されていること
- 9 生涯学習施設など、障がいのある人が学習することができる場所や機会があること
- 10 障がいのある人が、スポーツや文化活動に参加する場所が地域にあること
- 11 障がいがあっても地域の学校へ通えること
- 12 その他（）

【問7】あなたの身近では、「地域における共生」が、進んでいると思いますか。「地域における共生」の具体的な例は、問7の選択肢を参考にお答えください。

（○は1つ）

- | | |
|-------------|----------|
| 1 かなり進んでいる | 4 進んでいない |
| 2 少しは進んでいる | 5 わからない |
| 3 あまり進んでいない | |

【問8】 お住まいの地域で障がいのある人が困っているときに、あなたがその人に対してできることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 日常的な安否確認の声かけ
- 2 話し相手、情報の提供
- 3 外出時の自発的な声かけ（「何かお手伝いしますか。」など）
- 4 外出時のちょっとした手伝い（ドアを開ける、段差で車いすを押すなど）
- 5 家事のちょっとした手伝い（ゴミ出しなど）
- 6 短時間の子どもの預かり
- 7 災害や急病などの緊急時の支援
- 8 民生委員など地域福祉の中心となる方との関係づくり
- 9 何をしたらいいのかわからない
- 10 その他（具体的に： _____)

【3. 災害対策について】

【問9】あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、どのようなことに取り組むべきだと思いますか。（○は3つまで）

- 1 地域・近所での日頃からの協力体制づくり
- 2 ※¹緊急通報システムの普及
- 3 災害時の情報伝達方法の工夫
- 4 災害時の生活支援体制の確立
- 5 災害時の医療受診の確保
- 6 障がいのある人を避難誘導する体制づくり
- 7 ※²住宅用防災対策のための助成制度の周知
- 8 ※³避難行動要支援者避難支援制度の利用・登録を勧める
- 9 避難行動要支援者を対象とした※⁴福祉避難所の拡充
- 10 訓練実施など住民との交流
- 11 ボランティアの受入れ体制の整備
- 12 避難行動要支援者のための支援物資の用意
- 13 その他（具体的に： _____)
- 14 わからない

※1「緊急通報システム」とは・・・

電話による119番緊急通報が困難な方に向けて導入している、FAXまたは携帯電話等のインターネット接続機能を利用した通報を行うシステムです。

※2「住宅用防災対策のための助成制度」とは・・・

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を対象に、住宅の家具等固定、耐震診断、耐震補強工事（非木造住宅は対象外）にかかる費用に対して補助する制度です。

※3「避難行動要支援者避難支援制度（旧称：静岡市災害時要援護者避難支援制度）」とは・・・

高齢者や障がいのある方など災害時の支援を希望される方が、あらかじめ必要な事項を名簿等に登録し、その情報をもとに、自主防災組織（自治会・町内会）などの地域住民が、平常時の声かけや見守り、災害時の安否確認および避難支援を行う制度です。

※4「福祉避難所」とは・・・

高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、配慮された避難所です。

【問10】あなたは、地震や台風などの災害が起きたときに、障がいのある人に対し、どのような支援ができますか。（〇はいくつでも）

- 1 防災訓練への参加などによる地域・近所での日頃からの協力体制づくり
- 2 近隣に住んでいる避難行動要支援者への声かけによる安否確認
- 3 地域の避難場所までの避難誘導
- 4 （避難所で生活することになった場合）避難所での移動の介助や、連絡事項の伝言などの支援
- 5 その他（具体的に： _____）
- 6 わからない
- 7 支援はできない

【4. 障がいのある人の雇用・就労について】

【問11】あなたは、障がいのある人と障がいのない人が一緒に働くときに、障がいのある人にとってはどういった環境（配慮）が必要であると思いますか。（〇は3つまで）

- 1 働く時間や日数を調整できること
- 2 通勤・通所手段があること
- 3 通院日の確保について配慮があること
- 4 在宅ワークできる設備があること
- 5 障がいの程度に合った仕事が切り分けられていること
- 6 職業訓練などで就労のための技術を身につけられる制度が充実していること
- 7 勤務場所に障がいのある人のための設備・機器が整っていること
- 8 雇う側や同僚に、障がいを理解するための研修や教育がなされていること
- 9 ※ジョブコーチなど職場に慣れるまで支援する制度が利用できること
- 10 雇う側に、配慮してほしい内容が、予め具体的に示されていること
- 11 職場によい指導者や支援者、相談できる先輩がいること
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 わからない

※「ジョブコーチ」とは・・・

障がいのある人の就労にあたり、障がいの特性に合った仕事の組み立てや職場生活に必要な支援を行ったり、職場の人に、覚えやすい仕事の教え方や接し方などを伝え、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

【6. ボランティア活動への参加について】

【問1 2】あなたは、障がい福祉関係のボランティア活動への参加について関心がありますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 とても関心がある | 4 まったく関心がない |
| 2 ある程度関心がある | 5 わからない |
| 3 あまり関心がない | |

【問1 3】あなたが、ボランティア活動で参加したことがあるものをお答えください。（○はいくつでも）

- | |
|-------------------------------|
| 1 手話・点訳・音訳・要約筆記の活動 |
| 2 食事や入浴、衣類の着脱などの手伝い |
| 3 買い物や掃除、草取りなどの身の回りの手伝い |
| 4 外出時の手伝い、外出支援（ガイドヘルプ）、送迎サービス |
| 5 配食サービス |
| 6 福祉施設、通所事業所などでの手伝い |
| 7 相談・見守り（安否確認）、話し相手 |
| 8 スポーツ・レクリエーションの指導・介助 |
| 9 一般的な電気器具や道具の使い方のアドバイス |
| 10 専門技術を生かした教育・活動・指導活動 |
| 11 ふれあい活動や交流活動、イベント等の手伝い |
| 12 ボランティアとして活動したことはない |
| 13 その他（具体的に： _____) |
| 14 特にない |

【問1 4】あなたは、今後、ボランティアとして、どのような活動に参加したいと思いますか。前問（問1 3）の選択肢の中から最大3つまで選んでその番号を記入してください。

(_____) (_____) (_____)

【7. 障がいのある人への理解について】

【問15】あなたは、福祉について関心がありますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 とても関心がある | 3 あまり関心がない |
| 2 ある程度関心がある | 4 まったく関心がない |
| | 5 わからない |

付問① あなたが関心のある福祉の分野は何ですか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 身体障がいのある人の福祉に関すること |
| 2 知的障がいのある人の福祉に関すること |
| 3 精神障がいのある人の福祉に関すること |
| 4 発達障がいのある人の福祉に関すること |
| 5 医療的ケア児への支援に関すること |
| 6 児童福祉や子育ての支援に関すること |
| 7 難病患者の福祉に関すること |
| 8 高次脳機能障害の福祉に関すること |
| 9 高齢者の福祉に関すること |
| 10 社会福祉や地域福祉全般に関すること |
| 11 その他（ |

)

【問16】あなたは、日頃、福祉サービスに関する情報を主に何をきっかけにして知ることが多いですか。（○は3つまで）

- 1 広報しずおか（静岡市の広報紙）
- 2 行政（市・県・国）が発行する出版物
- 3 障がい者団体が発行する出版物
- 4 行政（市・県・国）のホームページ
- 5 その他のホームページ（インターネット検索）
- 6 行政（市・県・国）のSNS
- 7 その他のSNS
- 8 新聞・雑誌
- 9 テレビ・ラジオ
- 10 医療機関
- 11 市の窓口（市役所・区役所・保健所など）
- 12 家族・親せき
- 13 友人・知人
- 14 近所の人
- 15 民生委員・児童委員
- 16 学校の先生
- 17 その他（具体的に： _____）
- 18 情報を手に入れる方法がない・分からない
- 19 情報を手に入れようと思うきっかけがなかった

【問17】あなたは、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法（●ページ参照）」を知っていますか。（○は1つ）

- 1 法律の存在を知っており、令和3年に改正されたことを知っている
- 2 法律の存在は知っているが、改正されたことは知らない
（●ページの説明文を読んではじめて知った）
- 3 知らない（●ページの説明文を読んではじめて知った）

【問18】あなたは、社会が障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。（○は1つ）

- | | | |
|---------|------------|---------|
| 1 あると思う | 2 少しはあると思う | 3 ないと思う |
|---------|------------|---------|

▶付問① 障がいのある人に対して、差別や偏見があると感じるのは、どのようなときですか。（○はいくつでも）

- | |
|-----------------------------------|
| 1 障がいを理由に障がい者の対応の順番が後回しになったとき |
| 2 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかけたとき |
| 3 お店やサービスの利用を断られたとき |
| 4 道路が狭く、段差も多く、スロープもなかったとき |
| 5 就職活動の際、障がい者を理由に面接を断られたとき |
| 6 その他（具体的に： _____） |

【問19】あなたは、「成年後見制度（●ページ参照）」を知っていますか。（○は1つ）

- | |
|------------------------------|
| 1 既に利用している |
| 2 相談したことがあるが、利用したことがない |
| 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない |
| 4 知らない（●ページの説明文を読んでではじめて知った） |

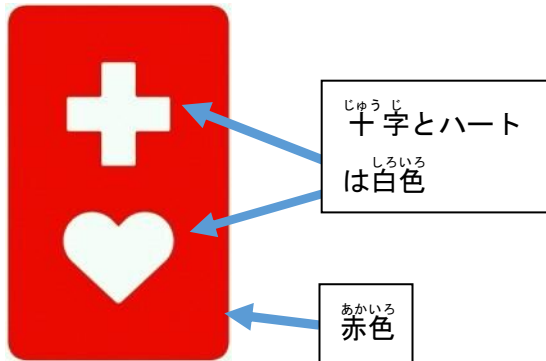
【問20】あなたは、「日常生活自立支援事業（●ページ参照）」を知っていますか（○は1つ）

- | |
|------------------------------|
| 1 既に利用しており、事業を知っている |
| 2 利用したことはないが、事業を知っている |
| 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない |
| 4 知らない（●ページの説明文を読んでではじめて知った） |

●ページ～●ページは、ページを切り取り、
自宅保存用としてご利用ください。

《用語説明》

(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。ヘルプカードは、自分の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、災害が起きたときや、外出先で困ってしまったときなど、いざというときに必要な支援を受けるのに役に立ちます。

このマークを見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

○ 静岡市では、次の窓口でヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

窓口	場所	電話
葵福祉事務所 障害者支援課	静岡庁舎新館 2階	054-221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	駿河区役所 1階	054-287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	清水庁舎 1階	054-354-2106
清水福祉事務所 蒲原出張所	蒲原支所 1階	054-385-7790
障害福祉企画課	静岡庁舎新館 15階	054-221-1197
保健予防課	城東保健福祉エリア 保健所棟 2階	054-249-3177
精神保健福祉課	城東保健福祉エリア 保健所棟 2階	054-249-3179

◆障害者差別解消法（平成28年4月1日施行／令和3年6月4日改正・3年以内施行）

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

令和3年には改正され、民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法的義務とすることなどが定められ、改正から3年以内に施行されることとなりました。

○障がい者を理由とする差別とは

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような、「不当な差別的取扱い」をする行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことが求められます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物** (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度** (利用しにくい制度など)
- ③ **慣行** (障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念** (障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

○各機関における差別を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法改正により、令和3年6月4日から起算して3年以内に、法的義務になります。

◆成年後見制度について（平成12年4月1日施行）

成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。

福祉・医療・介護サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理について、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るための制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

	任意後見制度	法定後見制度		
		補助	保佐	補助後見
対象者	判断能力があり、自分の将来に備えようとする方	判断能力が不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物は不安	判断能力が著しく不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物にはサポートが必要	判断能力が全くない方 例：日常的な買物も難しい
後見人等	契約により自分で決められる	家庭裁判所が選任する		
監督人 (後見人等を監督)	必ず、家庭裁判所が選任する	必要に応じて、家庭裁判所が選任する		
後見人等の代理権	自分自身で範囲を決めておく	申立てにより家庭裁判所が定める行為 (別途申立て・本人の同意が必要)		原則として全ての法律行為

◆日常生活自立支援事業について

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行います。

ただし、この事業はご本人との「契約」により行うため、契約内容を理解できる一定の判断能力が必要になります。

◆障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。家庭や施設、勤務先で、障がいのある人への虐待を発見した人は、速やかに市役所や障害者虐待防止センターに通報することが義務付けられました。

○障がい者虐待とは

◎養護者による虐待

身の回りの世話などを行っている家族や親族、同居人などからの虐待

◎障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設などで働いている職員からの虐待

◎使用者による虐待

障がいのある人を雇用している事業主などからの虐待

○虐待の種類

①身体的虐待

暴行を加えること。また、身動きが取れない状態にすること。

②性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

③放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどしないこと。

④心理的虐待

侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

⑤経済的虐待

本人の同意なしに財産を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

○静岡市障害者虐待防止センター（市内11箇所の相談窓口）

相談窓口	電話番号
障害者相談支援推進センター(24時間365日受付)	054-266-7719
○葵区の相談窓口	
障害者生活支援センター城東	054-249-3222
障害者地域サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828
静岡市支援センターなごやか	054-249-3189
アグネス静岡	054-249-2833
○駿河区の相談窓口	
静岡ピアサポートセンター	054-287-5588
静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	054-285-0789
静岡市支援センターみらい	054-285-8871
○清水区の相談窓口	
清水障害者サポートセンターそら	054-366-7781
障害者相談支援センターわだつみ	054-335-1031
はーとぱる	054-337-1746